

農業者向け物価高騰対策支援補助金【よくあるご質問】

1 対象者・制度全般について

Q1	補助対象者の要件は。
A1	<p>対象となる農業者は、個人・法人を問いませんが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年1月1日を基準日として倉敷市内に住所又は主たる事業所を有し、令和6年分の税申告において農業収入があること ② 令和6年中に営農実績があり、令和7年も営農継続の意思があること ③ 個人の場合は令和6年分の税申告、法人の場合は令和7年1月1日の直前の事業年度における法人税申告を行い、必要経費として計上した「種苗費」、「肥料費」及び「諸材料費」の合計額が、5万円以上(税込)であること <p>を要件としています。</p>

Q2	補助対象となる経費は。
A2	令和6年分(法人については令和7年1月1日の直前の事業年度における直近)の税申告に必要な経費として計上した「種苗費」、「肥料費」及び「諸材料費」です。

Q3	補助対象となる経費には具体的にはどのようなものが含まれますか。
A3	<p>一般的な必要経費の具体例は次のとおりです。(国税庁 HP より抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗費 … 種もみ、苗類、種芋などの購入費用 ・肥料費 … 肥料の購入費用 ・諸材料費 … ビニール、むしろ、縄、釘、針金などの諸材料の購入費 <p>詳しくは、住所地管轄の税務署にお問い合わせください。</p>

Q4	なぜ税申告をしている必要があるのですか？
A4	農業収入により生計を維持している方に対し、事業者支援として補助金を交付することで、継続的な経営の支援をするためです。

Q5	基準日(令和7年1月1日)時点で倉敷市に居住していましたが、その後市外へ転出しています。申請できますか。
A5	<p>申請できます。</p> <p>基準日時点で倉敷市内に住所を有する場合は、申請時点で市外に転出していても対象となります。ただし、令和7年も営農継続の意思があることが要件となります。(Q1参照)</p>

Q6	倉敷市外に居住していますが、倉敷市内の農地を耕作しています。申請できますか。
A6	<p>申請できません。</p> <p>対象となるのは基準日の令和7年1月1日時点で倉敷市内に住所を有する方です。耕作している農地が市内か市外かは問いません。</p>

Q7	倉敷市内に居住していますが、倉敷市外の農地を耕作しています。申請できますか。
A7	申請できます。

	対象となるのは基準日の令和7年1月1日時点で倉敷市内に住所を有する方です。耕作している農地が市内か市外かは問いません。
Q8	令和6年分の税申告後に亡くなっている場合は対象になりますか。
A8	申請時点で亡くなっている方は対象になりません。 ただし、亡くなった方と住民票上の世帯を同じくする方が農業を継承していると確認できた場合は、継承者が申請できます。詳しくは農林水産課にお問い合わせください。
Q9	親子で別々に農業者として確定申告を行っていますが、それぞれが申請できますか。
A9	親子や夫婦に関係なく、個人ごとに確定申告を行っており、対象者の要件を全て満たすのであれば、個別に申請できます。
Q10	農業収支が赤字であるため、税申告を行っていません。その場合はどのようにしたらよいでしょうか。
A10	令和6年分の税申告を行っていることが要件です。他の対象者要件を満たす場合は、税申告後に申請をしてください。(領収書等の証明書類のみでは受付できません。)
Q11	税申告書の控えがありません。その場合はどのようにしたらよいでしょうか。
A11	税申告書の控えの請求については、申告先(確定申告については管轄税務署、市民税・県民税申告については倉敷市市民税課又は各支所税務事務所及び税務係)にお問い合わせください。
Q12	税申告書は税務署等に提出したことが分かる書類の添付が必要ですか。
A12	必要です。 【確定申告の場合】 ・e-Taxの場合は「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え又は「受信通知」を添付してください。 ※税務署では令和7年1月から申告書等の控えへの收受日付印の押なつを中止しています。申告事実の確認ができる書類の添付がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、交付までに時間を要しますので、ご注意ください。 ・確定申告書に「税理士名の記載」又は「青色申告会印」が押されたものでも可とします。 ・確定申告書の写し(收受日付印等のないもの)に加え、確定申告後の所得税を納付したこと(還付の場合は還付されたこと)が分かる書類をご提出いただいた場合も可とします。 (例:納税証明書その2(税務署が証明したもの)、領収書の写し 還付通知書の写し、還付の振り込みが確認できる通帳の写し 等) 【市民税・県民税申告の場合】 ・市の受付印が押された申告書の控えを添付してください。
Q13	令和7年中に営農を開始しました。令和7年にかかった経費で補助金の申請をすることはできますか。
A13	申請できません。 令和6年分の税申告(法人においては令和7年1月1日の直前の事業年度における法人税申告)に基づき補助対象経費を算出する制度としているため、基準日である令和7年1月1日以降に営農を開始し、令和6年中に支出した対象経費を申告できない農業者(令和7年に営農開始した者)は対象となりません。

Q14	交付申請額の算出方法を教えてください。
A14	<p>①税申告を<u>税込金額</u>で行っている場合 税申告に基づいた補助対象経費(種苗費、肥料費、諸材料費)の合計を1.1(消費税10%分)で割り、算出した税抜金額に補助率0.2(=1/5)を乗じてください。千円未満を切り捨てた額が補助金交付申請額です。(上限40万円) (例)対象経費(税込)の合計が50,500円の場合 $50,500円 \div 1.1 \times 0.2 = 9181.81\dots$ <u>交付申請額 9,000円(千円未満切り捨て)</u></p> <p>②税申告を<u>税抜金額</u>で行っている場合 税申告に基づいた補助対象経費(種苗費、肥料費、諸材料費)の合計に補助率0.2を乗じてください。千円未満を切り捨てた額が補助金交付申請額です。(上限40万円) (例)対象経費(税抜)の合計が50,500円の場合 $50,500円 \times 0.2 = 10,100$ <u>交付申請額 10,000円(千円未満切り捨て)</u></p>

Q15	税申告した対象経費の合計額は税込で5万円以上ですが、税抜金額では5万円未満です。申請できますか。
A15	申請できます。対象経費の合計が税申告書に計上された経費のうち、補助対象経費(種苗費、肥料費、諸材料費)の合計が税込で5万円以上あれば要件を満たします。ただし、補助金の額は税抜金額で算出します。(Q15参照)

2 申請等について

Q16	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意できない場合は、申請できませんか。
A16	申請できません。補助金の交付要件や交付手続に必要な内容であるため、誓約・同意いただける方が対象です。

Q17	補助金の受領後、交付要件に該当しないことが分かった場合や申請に虚偽の内容が含まれていた場合は、どうなりますか。
A17	市長がやむをえないと認める場合を除き、補助金を返還していただきます。

Q18	申請書の入手方法は。
A18	本庁1階総合案内・7階農林水産課・児島・玉島・水島・船穂・真備の各支所産業課(係)、庄・茶屋町支所窓口で申請書を配布します。また、倉敷市農林水産課ホームページからも取得可能です。

Q19	申請書の提出方法は。
A19	農林水産課(〒710-8565 倉敷市西中新田640)まで郵送してください。 窓口へ提出される場合は、本庁では、7階農林水産課、各支所では、児島・玉島・水島・船穂・真備の各支所産業課(係)、庄・茶屋町支所に設置している受付ボックスへ投函してください。

Q20	支払方法と支払時期は。
A20	申請書に記入いただいた指定口座(申請者本人名義)に入金します。 申請書を受付後、書類の審査を行い、3週間を目安に支払います。書類に疑義、不備等があれば支払いが遅れる場合があります。

3 添付書類について

Q21	税申告書類一式とは具体的に何が必要ですか
A21	<p>【 個人の場合 】</p> <p>(青色申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年分の確定申告書第一表の写し ・令和6年分の所得税青色申告決算書の写し(1、2ページ) <p>(白色申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年分の確定申告書第一表の写し ・令和6年分の収支内訳書の写し(1、2ページ) <p>(市県民税申告者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度市民税・県民税申告書の写し ・令和6年分の収支内訳がわかる書類 <p>【 法人の場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月1日前における直近の法人税確定申告書別表第一の写し ・決算報告書(対象経費が分かる部分)の写し

Q22	本人確認書類 具体的に何が必要ですか。
A22	<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>【1点で確認できる書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)運転免許証(両面)又は運転経歴証明書(両面) (2)マイナンバーカード(おもて面)※通知カードは使用不可 (3)写真付きの住民基本台帳カード(おもて面) (4)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限る) <p>【2点で確認できる書類】</p> <p>(5)公的身分証明書(パスポート(顔写真のページ)、健康保険証等)に住民票の写し (発行日から3か月以内のもの)を添付してください。</p> <p>※いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの</p> <p>※法人の場合は、上記の書類に代えて、<u>履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)</u>を提出してください。</p>

Q23	振込先口座(申請者名義)の通帳写し 通帳が無い場合はどうしたら良いですか。
A23	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの(金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等)の写しを提出してください。

4 その他

Q24	経営安定所得対策事業や収入保険を活用していますが、申請できますか。
A24	申請できます。事業目的が異なるため、重複受給とはなりません。経営安定所得対策事業や収入保険は減収を補填するものであることに対し、当事業は農業生産資材費の高騰による経営負担増に対する支援です。

Q24	補助金の使途に制限はありますか。種苗費・肥料費・諸材料費として使う必要がありますか。
A24	使途に指定はありません。今後の営農に必要な経費にご活用ください。

Q25	補助金は課税対象ですか。
A25	課税の対象になります。税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。